

<四銀>年金定期預金

令和8年4月13日現在

○商品名	<四銀>年金定期預金						
○ご利用いただける方	以下のいずれかに該当する個人のお客さま ・すでに当行に年金のお振り込みをご指定いただいているお客さま ・新しく当行に年金のお振り込みをご指定いただけるお客さま なお、対象となる年金の種類は以下のとおりです。 ・国民年金、厚生年金、各種共済年金、労災年金、恩給、船員保険、信託年金（企業年金）						
	制度上、年金受給資格をお持ちでない65歳以上の在日外国人のお客さま						
○お預け入れ期間	1年						
○お預け入れ金額	お一人さま2,000万円以内（1円単位） ・お預け入れ金額内であれば、複数店でのお預け入れも可能です。 （ただし、年金受取口座と同一のお客さま番号に限ります）						
○利息	適用金利	・300万円未満・・・・・・・・・・スーパー定期（お預け入れ期間1年）の店頭表示利率+年0.10%（税引前）					
		・300万円以上1,000万円未満・・スーパー定期300（お預け入れ期間1年）の店頭表示利率+年0.10%（税引前）					
	計算方法	・1,000万円以上2,000万円以内・・大口定期（お預け入れ期間1年）の店頭表示利率+0.10%（税引前） 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。					
○預金利子に関する税金	・この預金はマル優制度の対象となります。 ・マル優制度をご利用にならない場合には、利息に対し一律20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金を源泉徴収します。 （課税方式：分離課税）						
○中途解約の取扱	・この預金は原則として中途解約はできません。 ・当行がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、お預け入れ期間（預入日から解約日の前日までの日数）に応じた利率（下表「中途解約利率表」によります。少数点第4位以下は切り捨てます。）を適用のうえ、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算によります。						
	<中途解約利率表> 1,000万円未満 <table border="1" data-bbox="497 1742 1449 1944"> <thead> <tr> <th>お預け入れ期間</th> <th>適用利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6カ月未満</td> <td>解約日現在の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6カ月以上</td> <td>預入時点のスーパー定期（またはスーパー定期300）預入期間1年の店頭表示利率×50%</td> </tr> </tbody> </table>		お預け入れ期間	適用利率	6カ月未満	解約日現在の普通預金利率	6カ月以上
お預け入れ期間	適用利率						
6カ月未満	解約日現在の普通預金利率						
6カ月以上	預入時点のスーパー定期（またはスーパー定期300）預入期間1年の店頭表示利率×50%						

○中途解約時の取扱	1,000万円以上2,000万円以内	
	お預け入れ期間	適用利率
	1カ月未満	解約日現在の普通預金利率
	1カ月以上3カ月未満	預入時点の大口定期預入期間1カ月の店頭表示利率×80%
	3カ月以上6カ月未満	預入時点の大口定期預入期間3カ月の店頭表示利率×80%
	6カ月以上	預入時点の大口定期預入期間6カ月の店頭表示利率×80%
○満期日以降の利息	この預金の満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算を行います。	
○年金のお受け取り口座の変更	この預金のお預け入れ期間中に、ご本人さまの意思により、他行に該当年金の振込口座を変更された場合は、お預け入れ時に遡って預入時点のスーパー定期（またはスーパー定期300）、大口定期の店頭表示利率を適用します。	
○その他参考となる事項	この預金は預金保険制度の対象となります。 販売状況・市場環境等により取扱を中止することや、商品性・適用金利を変更することがあります。	
○当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772	